

認定特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市岩槻区西町1丁目6番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、いじめや虐待のない安心・安全な住みよい街づくり実現のために心理・福祉・教育的な側面から子育て支援や多世代交流等を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① こころの相談室の運営
 - ② 多世代交流広場の企画、運営及びそれを行う為の諸施設の運営
 - ③ 虐待防止の地域における啓蒙及び諸活動
 - ④ わくわく体験事業の企画、運営及び事業に伴う基金の運用・管理
 - ⑤ 上記①②③④の法人の事業に関わる情報発信、研修、講習
 - ⑥ その他、上記事項に付帯する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして協力する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 第6条の会員が退会しようとするときは、第9条(1)(2)(3)により任意に退会することができる。但し、役員の場合は該当しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以下
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。又、必要に応じて外部理事を委嘱できる。又、定年を迎えた理事、監事を一定期間延長することができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。但し、第3項に該当する場合は、その限りではない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する立場にある。又、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。又は、理事会で選ばれた理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって、就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問の定数及び選任等)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事が推薦し、理事会で承認する。又、定数は定めない。

(顧問の職務)

第20条 顧問は、代表理事の要請に応じて、有識者の立場から助言する。

(顧問の任期等)

第21条 顧問の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問の報酬)

第22条 会議に出席した場合は、規定の範囲内で報酬を支払える。

(職員)

第23条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務職員を置くことができる。

2 事務職員は、代表理事が任免し、理事会が承認する。

第4章 総会

(総会の種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第25条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第32条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第30条、第31条第2項、第33条第1項第3号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

（理事会の構成）

第34条 理事会は理事をもって構成する。但し、代表理事が要請した場合は、監事及び顧問は会議に出席し、意見を述べることができる。但し、表決権は有しない。

（理事会の権能）

第35条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。又は代表理事の要請で、当日出席の理事が当たる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の審議に関わる文書について、会議で訂正が認められた箇所は代表理事の責任で修正、加筆する。又は行政機関等へ提出する文書について、理事会後に訂正が生じた箇所は代表理事の責任で修正、加筆する。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第41条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条、第40条第3項及び第42条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

（資産の構成）

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第45条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第47条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

（事業年度）

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、代表理事は理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	藤野	信行
理 事（会長）	水沼	章文
理 事	阿部	健一
〃	梅田	隆志
〃	岡部	千里
〃	藤田	主一
〃	増田	八津子
〃	持木	正隆
〃	吉田	久臣
〃	若松	香理
監 事	梅田	葉子
〃	佐藤	隆志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費及び年間利用登録料は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 個人正会員
年会費 一口 5,000円以上
 - (2) 法人正会員
年会費 一口 30,000円以上
 - (3) 個人賛助会員
年会費 2,000円以上
 - (4) 法人賛助会員
年会費 10,000円以上

附則

- 1 2025年11月8日（臨時総会）にて変更案決議。
- 2 この定款は、 年 月 日 より施行する。

特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所

1 事業実施の方針

この法人は、いじめや虐待のない安心・安全な住みよい街づくり実現のために心理・福祉・教育的な側面から子育て支援や多世代交流を様々な形で取り組んでいる。子ども達の「体験格差」に的を絞った「わくわく体験」は、子ども達自身で未来を切り開くための一助になればと埼玉県全域で活動します。

2 事業の実施に関する事項（2025年4月1日～2026年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
こころの相談室の運営	保護者への無料発達・子育て相談（電話含む）	不定期	法人相談室	3人	保護者・他 年に90件	10
	虐め、虐待、不登校児等への相談	不定期	法人相談室	1人	保護者・他 年に10件	
多世代交流広場の企画、運営及びそれを行う為の諸施設の運営	コロッケカフェふれあい（地域の居場所作り）	木・金予約	法人1階	2人	市民 月に40人	178
	多世代交流	不定期	法人1階	3人	市民 年に5回	20
	子ども食堂	第3土曜	法人1階	6人	家族他 年800人	285
	学習支援	第3土曜	法人3階	1人	子ども 年に60人	36
虐待防止の地域における啓蒙及び諸活動	FM越谷〈ふじのラジオ〉子育てお役立ち情報	毎週火曜	FM越谷	1人	市民 不明	20
	地元岩槻区のタウン誌「みやび」に毎月コラムを連載	月に1回配布	岩槻区	1人	市民 月11万部	12
	各所で行われるイベントに参加。	年間10回程度	さいたま市	3人	市民 不明	50
わくわく体験事業の企画、運営及び事業に伴う基金の運用、管理	子ども達の間で体験格差が広がっている。子ども食堂を利用する子供たちを対象とした「野外活動」が『わくわく体験』である。詳細は、「わくわく体験実施要項」による。	不定期	埼玉県	事業内容によって異なる。	子ども食堂を利用する家族他	年に3回予定 470
上記①②③④の法人の事業に関わる情報発信、研修、講習	ボランティア講習 中学生～大学生、若年の方を対象とした講習会	不定期	Zoom会議・ライン会議	2人	学生 市民	月に1回 50
	シニア及び家族を対象とした認知症防止講習会	年に2回	公民館	2人	市民	不明 無料

2025年度

活動予算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所

単位:円

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	105,000		
賛助会員受取会費	300,000	405,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,557,600	1,557,600	
3 受取助成金等(補助金)			
さいたま市子どもの居場所づくり事業	250,000	250,000	
4 事業収益			
さいたま市子どもの居場所づくり事業	22,000		
多世代交流(コロッケカフェふれあい)	220,000	242,000	
経常収益計 (A)			2,454,600
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
講師謝金	36,000		
臨時雇賃金	80,000		
人件費計	116,000		
(2) その他経費			
① 心の相談室	10,000		
② 多世代交流広場			
ア コロッケカフェ	98,000		
イ 多世代交流	20,000		
ウ 子ども食堂	285,000		
エ 学習支援	0		
③ 虐待防止活動	82,000		
④ わくわく体験	470,000		
⑤ 研修・講習	50,000		
その他経費 計	1,015,000		
上記含む			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷費			
消耗品費			
水道光熱費			
保険			
諸会費			

業務委託費			
講師謝礼			
会議費			
その他経費計			
事業費計		1,131,000	
2 管理費			
(1)人件費			
賃金			
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	110,000		
消耗品費	1,000		
水道光熱費	118,000		
交際費	30,000		
諸会費	144,000		
会議費	30,000		
租税公課	5,000		
印刷費	10,000		
支払利息	5,574		
その他経費計	473,574		
管理費計		473,574	
経常費用計(B)			1,604,574
当期経常増減額(A-B)			850,026
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計(C)			0
Ⅳ経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計(D)			0
①当期正味財産増減額(A-B+C-D)			850,026
②前期繰越正味財産額			1,315,543
次期繰越正味財産額(①+②)			2,165,569

特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所

1 事業実施の方針

この法人は、いじめや虐待のない安心・安全な住みよい街づくり実現のために心理・福祉・教育的な側面から子育て支援や多世代交流を様々な形で取り組んでいる。子ども達の「体験格差」に的を絞った「わくわく体験」は、子ども達自身で未来を切り開くための一助になればと埼玉県全域で活動します。

2 事業の実施に関する事項（2026年4月1日～2027年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
こころの相談室の運営	保護者への無料発達・子育て相談（電話含む）	不定期	法人相談室	3人	保護者・他 年に90件	10
	虐待、虐待、不登校児等への相談	不定期	法人相談室	1人	保護者・他 年に10件	
多世代交流広場の企画、運営及びそれを行う為の諸施設の運営	コロケカフェふれあい（地域の居場所作り）	木・金予約	法人1階	2人	市民 月に40人	180
	多世代交流	不定期	法人1階	3人	市民 年に5回	20
	子ども食堂	第3上曜	法人1階	6人	家族他 年800人	285
	学習支援	第3土曜	法人3階	1人	子ども 年に60人	20
虐待防止の地域における啓蒙及び諸活動	FM越谷〈ふじのラジオ〉子育てお役立ち情報	毎週火曜	FM越谷	1人	市民 不明	20
	地元岩槻区のタウン誌「みやび」に毎月コラムを連載	月に1回配布	岩槻区	1人	市民 月11万部	12
	各所で行われるイベントに参加。	年間10回程度	さいたま市	3人	市民 不明	50
わくわく体験事業の企画、運営及び事業に伴う基金の運用、管理	子ども達の間で体験格差が広がっている。子ども食堂を利用する子供たちを対象とした「野外活動」が『わくわく体験』である。詳細は、「わくわく体験実施要項」による。	不定期	埼玉県	事業内容によって異なる。	子ども食堂を利用する家族他 年に7回予定	700
上記①②③④の法人の事業に関わる情報発信、研修、講習	ボランティア講習 中学生～大学生、若年の方を対象とした講習会	不定期	Zoom会議・ライン会議	2人	学生市民 月に1回	50
	シニアを対象とした認知症防止講習会	年に3回	公民館	1人	市民	無料

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込み額 (千円)

2026年度

活動予算書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人親子ふれあい教育研究所

単位:円

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	105,000		
賛助会員受取会費	300,000	405,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000	1,200,000	
3 受取助成金等(補助金)			
さいたま市子どもの居場所づくり事業	250,000	250,000	
4 事業収益			
さいたま市子どもの居場所づくり事業	22,000		
多世代交流(コロッケカフェふれあい)	220,000	242,000	
経常収益計 (A)			2,097,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
講師謝金	20,000		
臨時雇賃金	80,000		
人件費計	100,000		
(2)その他経費			
① 心の相談室	10,000		
② 多世代交流広場			
ア コロッケカフェ	100,000		
イ 多世代交流	20,000		
ウ 子ども食堂	285,000		
エ 学習支援	0		
③ 虐待防止活動	82,000		
④ わくわく体験	700,000		
⑤ 研修・講習	50,000		
その他経費 計	1,247,000		
上記含む			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷費			
消耗品費			
水道光熱費			
保険			
諸会費			

業務委託費			
講師謝礼			
会議費			
その他経費計			
事業費計		1,347,000	
2 管理費			
(1)人件費			
賃金			
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	110,000		
消耗品費	1,000		
水道光熱費	118,000		
交際費	30,000		
諸会費	144,000		
会議費	30,000		
租税公課	5,000		
印刷費	10,000		
支払利息	5,574		
その他経費計	473,574		
管理費計		473,574	
経常費用計(B)			1,820,574
当期経常増減額(A-B)			276,426
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			276,426
② 前期繰越正味財産額			2,165,569
次期繰越正味財産額(①+②)			2,441,995